

宗像市コミュニティ基本構想審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宗像市附属機関設置条例（平成15年宗像市条例第21号）により設置された宗像市コミュニティ基本構想審議会（以下「審議会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 知識経験を有する者

(2) コミュニティ運営協議会（宗像市まちづくり交付金交付規則（平成17年宗像市規則第22号）第2条第2項に規定するコミュニティ運営協議会をいう。）の代表

(3) 市民代表

(任期)

第3条 委員の任期は、市長が委嘱した日から審議会における調査審議が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(出席の要求)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、市の職員その他必要と認める者に対し、審議会の会議への出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市民協働部コミュニティ課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。